ＣＯ２フリーメニュー個別要綱

（ふるさと納税　×　Greenでんき　〔水力〕）

2024年7月19日　実施

中部電力ミライズ株式会社

本　　則

１　適　　用

(1)　この個別要綱は，当社が提供するウェブサービス「カテエネ」（以下「カテエネ」といいます。）に入会しているお客さまで，当社と低圧の需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結し，当社が別途定める個別要綱の「ポイントプラン」,「おとくプラン」,「とくとくプラン」,「スマートライフプラン」,「スマートライフプラン for スマート・エアーズ」,「ビジとくプラン」,「３時間帯別電灯」,「時間帯別電灯」,「ピークシフト電灯」,「低圧季節別時間帯別電力」または「低圧高利用契約」のいずれか（以下「他の個別要綱」といいます。）の適用を受けているお客さまが，別紙に定める自治体のうちお客さまが選択するいずれか（以下「対象自治体」といいます。）のふるさと納税の返礼品である「対象自治体産CO_2フリーでんき」への申込みを行ない，かつ，当社が提供する電気を当該対象自治体に立地する当社の電気の調達に関する相対取引先である水力発電所（以下「対象水力」といいます。）で発電された電気（以下「対象自治体産電気」といいます。）および対象水力から生じるCO_2排出量ゼロの価値（以下「環境価値」といいます。）を用いてCO_2排出量を調整した電気とすることを希望し，当社がこれに応じて当該お客さまに対象自治体産電気に環境価値を用いてCO_2排出量を調整した電気を提供するとともに，電気料金へ所定の充当を行なうメニュー（以下「CO_2フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）」といいます。）を提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。なお，当社が別途定める「CO_2フリーメニュー（低圧）」,「CO_2フリーメニュー（信

州 Green でんき〔低圧〕)」または「CO_2フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき by 川越町)」(以下合わせて「他のCO_2フリーメニュー」といいます。)の適用を受けているお客さまは，原則としてCO_2フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）への申込みを行なうことはできません。また，CO_2フリーメニュー(ふるさと納税×Green でんき〔水力〕)の申込みを行なったお客さまは，原則として，申込みを行なってから，３(メニューの成立および適用期間）(2）で定める適用終了日までの期間に他のCO_2フリーメニューへの申込みを行なうことはできず，同時に異なる複数の対象自治体産のCO_2フリーでんきの供給を受けることもできません。ただし，既に申込み済みのCO_2フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）において選択した対象自治体と同一の対象自治体を選択して同メニューの申込みを行なうことに関しては，この限りではございません。

(2)　当社は，対象自治体産電気の提供にあたり，当社が対象水力から調達した電気を活用するものといたします。この個別要綱において，対象自治体産とは対象自治体産電気が，５（電源構成）(1)で定める計画値の割合で供給される予定であることをもって，対象自治体由来であることをいいます。ただし，当社は，渇水の時期や発電所の停止など対象自治体産電気を調達できなくなった場合，対象水力以外から調達した電気を活用し，CO_2フリーメニュー(ふるさと納税×Green でんき〔水力〕)を提供するものといたします。

(3)　当社は，CO_2排出量の調整にあたり，当社が，対象水力から調達した非化石証書を活用するものといたします。

(4)　この個別要綱は，基本契約要綱（低圧）(以下「基本要綱」といいます。)および他の個別要綱と一体のものとし，かつ，当社とお客さまとの間の需給契約の一内容をなすものとして適用いたします。なお，基本要綱および他の

個別要綱が変更された場合は，変更後の基本要綱および他の個別要綱によります。

(5) この個別要綱に定める事項について，基本要綱または他の個別要綱に異なる定めがある場合は，当該事項については，基本要綱または他の個別要綱によらず，この個別要綱の規定を適用するものといたします。

(6) 対象自治体および対象自治体ごとの対象水力は，別紙に定めるとおりといたします。

2　個別要綱の変更

(1) 当社は，法令もしくは基本要綱の変更その他の事情により，この個別要綱を変更する場合があります。なお，消費税および地方消費税の税率が変更された場合には，当社は変更された税率にもとづきこの個別要綱を変更いたします。

(2) 前項の場合，変更後の個別要綱は，変更前から個別要綱の適用を受けているお客さまに対しても，変更の日をもって適用するものといたします。

(3) (1)の場合，(4)に定める場合を除き，当社が法令に定める供給条件の説明，契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行なうことを，あらかじめ承諾いただきます。

イ　供給条件および契約締結前の書面は，変更となる事項のみを，電磁的方法（お客さまに電子メールで送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法によりお客さまに説明および交付いたします。

ロ　契約締結後の書面は，当社の名称および住所，契約年月日，変更となる事項および供給地点特定番号のみを記載し，電磁的方法その他当社が適当

と認めた方法により交付いたします。

(4) 当該変更の内容が，法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合，契約締結前後の書面交付を行なうことなく，当該変更となる事項の概要のみを，電磁的方法その他当社が適当と認めた方法によりお客さまにお知らせします。

３　メニューの成立および適用期間

(1) ＣＯ$_2$フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）は，お客さまの当該メニューへの申込みに対して，当社が承諾したときに成立いたします。なお，当該メニューへの申込みは，当社のウェブサイトより受け付けます。

(2) ＣＯ$_2$フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）の適用期間は，当該メニューの成立日直後の検針日（以下「適用開始日」といいます。なお，成立日からの期間が短い場合，さらに翌月の検針日とする場合があります。）から，お客さまの対象自治体産ＣＯ$_2$フリーでんき申込み口数に応じた返礼金額（以下「対象返礼金額」といいます。なお，返礼金額は対象自治体産ＣＯ$_2$フリーでんき申込み１口あたり 3,000 円となります。）の返礼が完了したことを当社が確認し，お客さまにその旨を通知した日（以下「適用終了日」といいます。）までといたします。ただし，適用開始日から６月後時点で対象返礼金額の返礼が完了していない場合，当該日を適用終了日とし，当社はお客さまにその旨を通知いたします。また，この場合お客さまは，適用終了日時点で残存している対象返礼金額分の電気料金への充当を受ける権利は消滅するものといたします。

(3)　お客さまは，CO_2フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）の成立に際して，当社が法令に定める供給条件の説明，契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を，原則として，２（個別要綱の変更）(3)，(4)に定める方法により行なうことをあらかじめ承諾していただきます。

(4)　お客さまは，CO_2フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）の適用を廃止することを希望する場合は，あらかじめ当社に申し出ていただきます。当社は，当該申し出に応じて，当該メニューの適用を終了いたします。ただし，原則として廃止日は検針日とし，当社とお客さまの協議のうえ決定いたします。廃止日の時点で，当社がこの個別要綱にもとづきお客さまに提供する対象自治体産電気に環境価値を用いてCO_2排出量を調整した電気の電力量（以下「契約電力量」といいます。）および対象返礼金額が残存している場合，その分の供給および電気料金への充当をお客さまが受ける権利は消滅するものといたします。

４　対象自治体産CO_2フリーでんきの返礼

(1)　当社は，CO_2フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）の適用開始日から翌月検針日の前日まで(以下「適用開始月」といいます。)の，お客さまの需給契約にかかる電気料金へ，対象返礼金額を充当して請求を行なうものといたします。

(2)　当社は，適用開始月におけるお客さまの需給契約にかかる電気料金が，対象返礼金額を下回った場合，その差額は，翌月以降に順次繰り越して電気料金へ充当するものといたします。

(3)　CO_2フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）の成立日

から適用開始日の間において，お客さまが，「カテエネ」の退会，需給契約の廃止，または他の個別要綱の適用を廃止された場合，これにともない当該メニューは解約となります。ただし，お客さまは，解約日から６月以内に「カテエネ」の入会，需給契約または他の個別要綱の適用を行なったうえで，再度当該メニューに申込みいただくことで，契約電力量の供給および対象返礼金額分の電気料金への充当を受けることができます。

(4)　適用開始日以降において，お客さまが，「カテエネ」の退会，需給契約の廃止，または他の個別要綱の適用を廃止された場合，これに伴いＣＯ$_2$フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）は当該事象が発生した日の直後の検針日に解約となり，この時点で対象返礼金額が残存する場合でも，お客さまがその分の電気料金への充当を受ける権利は消滅するものといたします。なお，この場合においても，当社は８（メニュー料金）の定めにもとづき適用開始月にお客さまから申し受けたメニュー料金を，お客さまに返金はいたしません。

(5)　この個別要綱の適用期間中，お客さまに基本要綱 29（延滞利息）で定める事象が発生した場合，当社はＣＯ$_2$フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）の適用を一時停止し，当該事象が解消された日の直後の検針日から適用を再開いたします。

(6)　お客さまが，この個別要綱の適用期間中に，カテエネポイント等を電気料金の支払いに利用すること（以下「ポイント等の利用」といいます。）を希望する場合，当社は，ＣＯ$_2$フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）の成立日より早く申込みが行なわれたポイント等の利用については，対象返礼金額分の電気料金への充当に優先して適用するものといたします。

５　電源構成

(1)　当社は，ＣＯ$_2$フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）の提供に先立ち，供給する電気について，対象自治体ごとに対象自治体産電気の調達計画を策定し，電源種別ごとの構成比率の計画値を算定いたします。

(2)　当社は，対象自治体ごとに供給した電気の電源種別ごとの構成比率の実績値を算定いたします。

(3)　当社は，(1)および (2)で算定した電源種別ごとの構成比率の計画値および実績値を，原則として当社ウェブサイトに掲載することにより，毎年お客さまにお知らせいたします。

６　非化石証書の使用状況

(1)　当社は，ＣＯ$_2$フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）の提供に先立ち，供給する電気に用いる環境価値について，お客さまの申込内容にしたがい，対象自治体ごとに対象水力に由来する非化石証書の調達計画を策定し，非化石証書の使用状況の計画値を算定いたします。

(2)　当社は，対象自治体ごとに供給した電気に用いる環境価値について，非化石証書の使用状況の実績値を算定いたします。

(3)　当社は，(1)および (2)で算定した非化石証書の使用状況の計画値および実績値を，原則として当社ウェブサイトに掲載することにより，毎年お客さまにお知らせいたします。

７　契約電力量および実績電力量

(1)　当社は，この個別要綱の適用を受けるお客さまに対して，対象自治体産電気に環境価値を用いてCO_2排出量を調整した電気を，適用開始月の１月間限定で提供するものとし，その契約電力量は，対象自治体産CO_2フリーでんきの申込み１口あたり 150 キロワット時といたします。

(2)　適用開始月に，当社が実際に供給した，対象自治体産電気に環境価値を用いてCO_2排出量を調整した電気の電力量（以下「実績電力量」といいます。）は，適用開始月のお客さまの使用電力量と，「お客さまの対象自治体産CO_2フリーでんきの申込み口数　×　150 キロワット時」の，いずれか小さい方の値といたします。

(3)　契約電力量および実績電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

８　メニュー料金

他の個別要綱の規定にかかわらず，お客さまがこの個別要綱の適用を受ける場合，実績電力量によらず（実績電力量が０キロワット時の場合も含みます），当社は適用開始月のお客さまの需給契約にかかる電気料金に，対象自治体産CO_2フリーでんきの申込み１口につき一律 500 円を加算して請求するものといたします。

９　CO_2フリーメニュー（ふるさと納税×Green でんき〔水力〕）の提供中止

当社は，天災地変，戦争，法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由の発生により本契約の全部または一部の履行が困難となった場合は，その提供を中止する場合があります。なお，この場合には，当社は，対象となるお客さまに対し，CO_2フリーメニュー（ふるさと納税×

Green でんき〔水力〕）の提供を中止する日を事前にお知らせいたします。また，当社は，これによりお客さまが受けた損害について，賠償の責めを負いません。

10　協議事項

この個別要綱に定めのない事項が生じた場合，またはこの個別要綱の解釈に疑義が生じた場合，その都度，民法をはじめとする法令等を踏まえ，誠意をもってお客さまと当社とで協議のうえ，取り決めるものといたします。

附　　則（実施期日）

この個別要綱は，2024年７月19日から実施いたします。

（別紙）

	対象自治体	対象水力
1	三重県多気郡大台町	大和谷発電所 三瀬谷発電所 長発電所
2	三重県名張市	比奈知発電所 青蓮寺発電所
3	長野県北安曇郡小谷村	姫川第二発電所 姫川第三発電所